

令和元年度第 1 回松戸市
公設地方卸売市場運営審議会
会議録

日 時：令和元年 7 月 22 日(月)13 時 15 分から 14 時 45 分まで

場 所：松戸市役所新館 7 階大会議室

1 出席者

【委員】

学識経験者

島田 薫 委員、小林 弘明 委員、大橋 唯男 委員

生産者及び消費者代表

高橋 正昭 委員、高橋 治 委員、文入 加代子 委員

落合 厚子 委員、大川 佐和子 委員、土屋 佳子 委員

伊藤 広泰 委員

市場関係者

佐藤 正二郎 委員、伊藤 友一 委員、斉藤 昇 委員

藤田 寛 委員、正司 進 委員、芦田 恵一 委員

【事務局】

渋谷 和夫 経済振興部長、渡部 俊典 経済振興部参事監

岡田 卓 消費生活課長、斎藤貴章 南部市場長

今井 悦匡 課長補佐、福島 透 主幹、安田 友貴 主事

2 議 事

(1) 平成 30 年度 市場概要について

(2) 市場取引委員会の報告について

(3) その他

3 会議録

【司 会】

ただ今より、令和元年度第 1 回松戸市公設地方卸売市場運営審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、資料の確認をお願いします。

お配りの封筒に、「会議次第」「委員名簿」「席次表」「運営審議会条例」「運営審議会運営規則」「平成 30 年度市場概要」「条例改正案の概要」以上 7 点の資料を配付させていただきます。資料漏れ等はありませんでしょうか。

本日の市場運営審議会につきましては、会議録を作成させていただきます。そのため、会議内容を録音させていただきますのでご了承ください。

それでは、初めに事務局を代表して、渋谷経済振興部長よりご挨拶を申し上げます。

【経済振興部長】

皆様こんにちは。経済振興部長の渋谷でございます。開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、令和元年度第 1 回松戸市公設地方卸売市場運営審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、卸売市場を取巻く環境は、食生活の変化に伴う生鮮食料品の消費減少、市場外流通の増加など大変厳しい状況のおかれています中、来年 6 月に改正卸売市場法が施行されます。

本市といたしましては、現在この運営審議会内に設置した市場取引委員会におきまして、法改正に対応すべく調査、審議をお願いしているところでございます。

後ほど、市場取引委員会の方から審議の経過につきまして、ご報告させていただく予定ですが、開設者である本市といたしましては、今後も近隣市場の動向も把握しながら

ら柔軟に対応していきたいと考えております。

また、今回の法改正のみならず、南部市場の更なる活性化や松戸市にふさわしい卸売市場のあり方等について、市場関係者だけではなく委員の皆様方とも一緒になって取り組んで参りたいと思っておりますので、これからの2年間ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様の益々のご健勝をご祈念申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

【司 会】

ただ今部長よりご挨拶をさせていただきましたが、ここで事務局職員の紹介をさせていただきます。

— 事務局自己紹介 —

では、続きまして次第4の「審議会委員の紹介」に移らせていただきます。

今回は、初めて委嘱をさせていただいた4名の委員も含め17名となっております。お配りしました委員名簿と席次表をご覧くださいながら、恐れ入りますが島田委員より順に自己紹介をお願いいたします。

— 委員自己紹介 —

ありがとうございました。なお、本日は都合により、JAとうかつ営農生活課課長の木口直之委員が欠席となっております。

次に次第5となりますが、「松戸市公設地方卸売市場運営審議会の概要」につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。

【事務局】

それでは、次第5、松戸市公設地方卸売市場運営審議会の概要についてご説明させていただきます。私は、松戸市南部市場の斎藤と申します。よろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。

配付資料の「松戸市公設地方卸売市場運営審議会条例」をご覧ください。

まず、条例第2条に所掌事務が記載されていますが、この審議会では、主に松戸市公設地方卸売市場の整備及び運営等に関することについて、調査、審議していただき、これらの事項に関して、市長の諮問に応じるほか、市長に意見を具申することができることとなっています。

次に第3条、組織についてですが、学識経験者、市場関係者、生鮮食料品等の生産者及び消費者の方で組織させていただいており、この度委嘱させていただいた委員の人数は17名となっています。

次に第4条ですが、委員の任期は2年となっております、この度の委嘱期間は本日からとなっております。

次に第5条になります。この審議会には会長、副会長を置く事となっております、互選によるものとなりますので、次第6にありますように、この後で、会長、副会長を選任していただきますのでよろしくお願い申し上げます。

第6条をご覧ください。審議会は、今後は会長が必要の都度招集し会長が会議の議

長となります。また、第2項では、委員の半数以上が出席しなければ会議が成立しないことが規定されています。

第7条をご覧ください。審議会に第2条第1項第2号及び第3号に規定する事項を調査審議させるための専門部会として、市場取引委員会を置くこととなっております。

具体的には、開場の期日や時間、売買取引及び決済の方法など、主に取引ルールの審議につきましては、市場取引委員会を設置し審議する必要があります。

また、委員会に属すべき委員は会長が指名し、審議会は、その定めるところにより委員会の決議をもって審議会の決議とすることができるとなっております。

今回、卸売市場法が改正となり、松戸市の業務条例及び施行規則を改正することとなることから、取引ルールに対する「市場取引委員会における審議」が必要となりますので、前回の審議会において「市場取引委員会」を設置及び委員の選任をお願いし、6月24日に第1回市場取引委員会を開催したところでございます。

続きまして、お手元の配布資料「松戸市公設地方卸売市場運営審議会運営規則」についてご説明いたします。

まず、第2条になりますが、先ほど審議会は会長が必要の都度招集すると申し上げましたが、開催する際には、事前に委員には事務局より通知をいたします。

第4条になりますが、審議会につきましては、後日会議録を作成いたします。

第6条になりますが、審議会の庶務は経済振興部消費生活課で担当いたします。

審議会の概要につきましては、以上のとおりでございます。

【司 会】

ただ今の事務局の説明に関してご質問はございますか。

— 質問なし —

ただ今事務局からもご説明させていただきましたが、審議会の議事進行にあたりましては、審議会条例第5条の規定に基づき、当審議会の会長及び副会長を選出する必要があります。

会長及び副会長を選出するための仮議長を皆様の中から選任させていただきたいと思っております。仮議長には皆様のご了承のもと、事務局から前会長であります島田委員をご提案させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

— 一同異議なし —

それでは島田委員、恐縮でございますが仮議長席へお願いいたします。

— 島田委員 仮議長席へ移動 —

島田委員、議事の進行をお願いいたします。

【島田委員】

会長を選任するための仮議長を務めさせていただきます。皆様ご協力お願いします。

先ほど、事務局からも説明がございましたが、審議会条例第5条第1項の規定に基づき、会長、副会長は、委員の互選により定めることとなります。

それでは、会長及び副会長の選任を行います。立候補あるいは推薦をお願いいたします。どなたかいらっしゃいませんか。

【佐藤委員】

僭越ですが、私の方から引き続き、会長に島田委員、副会長に文入委員を推薦したいと思います。

【島田委員】

ただ今会長に私が推薦されました。また、副会長に文入委員が推薦されました。その他にございませんでしょうか。

無いようでしたら、私が会長をお引き受けいたしますが、よろしいでしょうか？

— 一同異議なし —

副会長には、文入委員をお願いしたいと思いますが、文入委員のご意向はいかがでしょうか？

【文入委員】

仕事は大変だと思いますが、皆様に推薦いただきましたのでお受けいたします。

【島田会長】

文入委員が副会長をお引き受けいたしますが、よろしいでしょうか。

— 一同異議なし —

【司 会】

それでは、島田委員を当審議会の会長に、文入委員を当審議会の副会長に決定いたします。文入委員、恐縮でございますが副会長席へお願いいたします。

それでは、島田会長より会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。島田会長、よろしくお願いいたします。

【島田会長】

初めての方もいらっしゃいますのでご挨拶したいと思います。島田薫と申します。お高い席に座らせていただいておりますので、少し経緯をお話ししたいと思います。

私は、聖徳大学で30年教員の生活をしておりました。女子大ですから女の子ばかりを相手にしていました。そして、住まいは東京で通勤しておりました。

この審議会が出来たのが平成13年です。その時にお声を掛けていただきまして、委員の一人として参加したのがスタートです。

私の専門はビジネス系なものですから、場違いではないかと思って参加したのを覚えています。それから運営に参加しましたが、当時は男性ばかりで、議長の先生や仲卸の方々の意見も活発でありましたが、非常に揉めることの多い会議でした。

それでも、自分たちが得しようということではなく、市場の運営について良い方法を模索しました。それからいろいろな事件がありまして、みんなで乗り切りました。

気づくと15年位携わっています。今、年を重ねて次の方にバトンタッチと思っておりますが、私や文入さんは、この歴史をよく知っていますので、出来ることは全力で

したいと思っています。

先ほど、市役所の方と名刺交換をしましたが、戸定邸の写真が入っていました。

私は、松戸市が誇れるものは2つあると思っています。1つは戸定邸ですが、もう1つは卸売市場です。こんなすばらしいものは無いと10何年間言っています。

卸売市場は、松戸市の方たちの買い物をする場所、それから楽しむ場所にしなければならないという論文を15年前に素人ながら書きました。それがインターネットで広がって、そんなことあり得るのかと言われましたが、現在そのようになりました。

いちごマルシェさんもうまく運営されています。市場も北と南に2つあって大変でした。しかし、松戸市の人たちが、ここに生まれてよかったとか、ここに住んでよかったという街にするため、私たちは全力で進んでいかないといけないと思っています。

ですから、この審議会では、忌憚なくご意見をいただいて、良い組織にして、良い街にして恩返しをしたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

【司 会】

ありがとうございました。続きまして、文入委員より副会長の就任のご挨拶をいただきたいと思います。文入委員よろしくお願ひいたします。

【文入副会長】

皆様、改めましてこんにちは。文入と申します。よろしくお願ひいたします。

ただ今、島田会長からの素晴らしいお話。そして研究熱心でいらっしゃって、尊敬しているところです。

私は、元々、松戸市消費者の会と言いまして、消費生活課の方々にはお世話になりました。そして、当時会長になっている時には、環境や食品など様々な面で、消費生活課を通して市に物申すという立場でお話をさせていただいておりました。

ただ、市場の運営に関しては、会長がお話をされたように、松戸市民に対しての発信力も大きいと思います。また、市民の方々に理解していただける存在でもあると思いますので、力不足ではございますが副会長とさせていただきます。

【司 会】

ありがとうございました。島田会長には、審議会条例第6条第1項の規定に基づき、会長が当審議会の議長となりますので、これからの議事進行をお願いします。

なお、委員の皆様は、ご発言の際は、手前のマイクをご利用いただきますようお願いいたします。

【島田会長】

これより、第1回公設地方卸売市場運営審議会を開催いたします。初めに本日の会議の成立について、事務局からご報告をお願いします。

【事務局】

本日の市場運営審議会の会議の成立についてご報告いたします。本日は委員16名が出席しており、半数以上の出席であることから、運営審議会条例第6条第2項により開催可能であることを報告します。

【島田会長】

次に会議の公開について確認をいたします。松戸市情報公開条例では、審議会を原則公開としております。よって本日の審議会は公開となりますことをご了承ください。

また会議の傍聴について、事務局より傍聴人の報告をお願いします。

【事務局】

本日の傍聴の申し出について報告します。傍聴の申し出はありませんでした。

【島田会長】

ありがとうございます。では、早速審議に入りたいと思います。

議事(1)「平成30年度市場概要について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局より市場概要について説明させていただきます。消費生活課の福島と申します。よろしくをお願いします。

お手元の資料、市場概要1ページをご覧ください。市勢の概要・市場位置図となっています。

市勢の概要は記載のとおりとなりますが、本市の卸売市場となる南部市場は、松戸市松戸新田にあります。地図上では真ん中左下あたりに位置しています。

次に2ページ、3ページに市場の開設と沿革が記載されています。

2ページをご覧ください。昭和44年4月に松戸市営青果市場本場開設とあります。これは、平成29年3月に廃止された北部市場のことになります。続いて昭和47年5月に松戸市営青果市場の分場として、現在の南部市場が開設されました。

3ページをご覧ください。平成25年2月と10月の欄に記載されていますが、施設会社であった千葉県食品流通センター株式会社が耐震診断等を実施したところ、北部市場は場内の建物と地盤の著しい劣化により施設を継続的に使用することが困難であるという状況が判明しました。

その後、何度も協議を重ねてきましたが、北部市場は平成29年3月をもって開設後48年間の運営に幕を閉じました。現在では、南部市場が松戸市で唯一の卸売市場となっております。

この北部市場廃止以降、新たな事項は更新されていませんが、市場の開設から現在に至るまでの経過となりますので、お時間のある時に一読いただければと思います。

次に4ページをご覧ください。

平成31年4月1日現在、経済振興部消費生活課内に市場担当者が属しています。担当する職員は、消費生活課内に市場担当者3名、南部市場内に1名の計4名体制となっています。

次に5ページをご覧ください。市場の組織とあります。

市場は、卸売市場法や松戸市公設地方卸売市場業務条例等に基づき構成されています。

まず、(1)開設者ですが、これは松戸市のこととなります。地方卸売市場を開設している者となり、施設の維持管理や卸売業者・仲卸業者・売買参加者が正しく取引するよう指導・監督する立場となります。

次に(2)卸売業者ですが、生産者や出荷者から販売の委託または買い付けたものを仲卸業者や売買参加者に販売する者となります。

次に(3)仲卸業者ですが、卸売業者から買い入れた品物を市場内の店舗で売買参加者や買出人に販売する者となります。

次に(4)売買参加者ですが、買受人ともいいます。これは、仲卸業者でない者で市長の承認を受け、卸売業者から卸売を受けることができる者となります。主にスー

パーや八百屋などをいいます。

最後に(5) 買出人ですが、市長の承認は受けていませんが、仲卸業者から品物を買入れ、市場外の店舗で販売する者となります。主に小売業者、飲食店、加工業者などをいいます。

次に6ページをご覧ください。用語の説明となっております。

市場には記載のとおり専門的な用語が多々ありますので、参考までに記載しています。

次に7ページをご覧ください。卸売市場の流通フローとなります。

図を説明しますと、農家などの生産者または農協などの出荷団体から販売の委託を受けたり、買い付けた商品を卸売業者がせり売りや相対取引によって、仲卸業者や売買参加者に販売し、買い出し人などを経て消費者に届きます。これが基本的な流通経路となります。

しかし、近年では、卸売市場を経由しない取引も増えています。

例えば、生産者や出荷団体が直接、スーパー、直売所・道の駅などへ出荷するルート、宅配などの発達で生産者から直接消費者に届けるルートやインターネットを利用したネット通販など、流通ルートも多様化している現状となっております。

次に8ページをご覧ください。南部市場の施設及び業者数となります。また、下段に配置図があります。

まずは、右側の網掛け部分になりますが、ここは卸売場や仲卸売場があるエリアとなります。この区域は、卸売市場法や条例等に基づいて松戸市が開設し卸売業者、仲卸業者、買受人が、野菜や果物など青果物の取引を行う公設区域となります。

委員の皆様には、この公設区域に対して、施設の整備、運営等で審議していただくこととなります。

それ以外の区域につきましては、施設会社であるいちごマルシェ株式会社が管理しています。魚などを取り扱う水産棟、食肉や菓子などを取り扱う関連食品棟、飲食店などの関連施設があります。これらの区域と公設区域を含めた全体が、市場区域として一般的に市民の皆様には市場として認識されています。

次に9ページをご覧ください。現在の卸売業者と仲卸業者となります。卸売業者1社と仲卸業者3社が市場内の業務を行っています。

次に10ページをご覧ください。こちらは、平成31年3月31日現在の市場運営審議会委員の名簿となります。

次に1枚めくっていただいで取扱高とあります。ここで取り上げている取扱量と金額は、卸売業者からいただいたデータを基に県へ報告している実績となります。

11ページをご覧ください。

こちらは、公設部門である青果部の平成30年度の取扱高の実績となります。野菜、果実、その他の加工品の各取扱数量と金額を記載しています。

これらを合計した実績は、数量が3,366万720.66kgで前年比97.4%、金額が68億1,368万931円で前年比91.6%であり、数量・金額ともに前年と比較して減少となっています。

次に12ページをご覧ください。平成26年度以降の野菜、果実、その他の加工品を合計した数量・金額の卸売実績と下のグラフは取扱数量の実績となります。グラフを見ていただくとわかりますが、取扱数量は年々減少傾向となっております。

なお、参考までに平成29年3月をもって廃止した北部市場の実績も掲載しています。

次に13ページをご覧ください。こちらの委託・買付別取扱実績表も野菜、果実、

その他の加工品に分けていますが、これらを卸売業者の委託販売と買付販売に分けて構成比を算出しています。構成比にも記載されているように、野菜の合計取扱数量が80.8%と約8割を占めています。

なお、委託販売とは、生産者や出荷者が生鮮食料品を卸売市場に持ち込み、卸売業者に販売を委託することを言います。

また、買付販売とは、市場で取扱う量が不足する場合、卸売業者が独自に仕入れて売ること言います。

次に14ページをご覧ください。卸売業者の卸売先別で販売した平成25年度以降の実績となります。

平成30年度の実績ですが、卸売業者の売上金額68億13,68万9千円の販売先ごとの内訳として、仲卸業者に12億3,678万3千円、買受人に27億9,247万円、それ以外の卸売市場外に27億8,443万6千円となっています。

構成比といたしましては、市場内の卸売となる仲卸業者が18.1%、買受人が41.0%で合計59.1%。市場外への卸売が40.9%となっています。

こちら、参考までに北部市場の実績も掲載しています。

次に15ページが、月別に卸売業者の取扱数量と金額を出した月別取扱実績表、16ページが、卸売業者の野菜の取扱数量と金額を年間でまとめた野菜主要品目取扱実績表、17ページが卸売業者の果実の取扱数量と金額を年間でまとめた果実主要品目取扱実績表となります。

最後に18ページをご覧ください。松戸市内産主要青果物占有率表とあります。こちらは、平成30年度に南部市場で取引された総数量のうち、市内産の青果物がどのくらいを占めているのかという表になります。

この表から、南部市場では、かぶ・こまつな・ほうれん草・ねぎの占有率が高いことがわかります。

簡単ではございますが、以上で平成30年度市場概要についての説明とさせていただきます。

【島田会長】

ありがとうございました。年間68億円というお金が市場で動くということと、市場外の取引が40%で28億円位の取引ということですから、まだ伸びしろがあるのではないかと思います。

また、時間がある時に、年表もご覧になっていただきたいと思います。昭和から平成という時代を踏まえて、松戸の人たちの食生活を支えた小さな努力がにじみ出ていると感じます。

何かご質問がありましたらお願いします。

— 質問なし —

次に、議事(2)「市場取引委員会の報告について」に移りたいと思います。

ご報告していただく前に、初めての委員もいらっしゃるのでは、簡単にご説明させていただきます。

昨年、卸売市場法が改正したことに伴い、法施行までに松戸市の業務条例及び施行規則の改正が必要となります。

その為、当審議会においても調査審議することを目的として、審議会条例第7条の規定に基づき、運営審議会の専門部会である「市場取引委員会」を設置いたしました。

また、会長である私から、小林委員、落合委員、佐藤委員、伊藤委員、斉藤委員、正司委員、そして本日欠席の木口委員を含め、7名の方を取引委員として選任させていただき、審議をお願いしたところでございます。

本日はその審議の経過につきまして、委員長の小林委員からご報告をお願いします。

【小林委員】

市場取引委員会の委員長を務めております小林です。よろしくお願いします。

私からは6月24日に開催した市場取引委員会につきまして、ご報告させていただきます。

今回の法改正では、卸売業者や仲卸業者のみならず、出荷者や売買参加者などの意見も偏りなく十分に聴きながら、取引ルールを策定する必要がございます。

市場取引委員会としては、事務局において実施した市場関係者へのヒアリングや他市場の状況を踏まえながら、調査研究してまいりました。

そのような過程を経て、先月6月24日に市場取引委員会を開催し、市場関係者だけでなく、各分野の取引委員の皆様から、それぞれの知識・経験を踏まえご意見をいただき、充実した審議ができたと考えております。

それでは審議結果について、ご報告させていただきます。資料「条例改正案の概要について」をご覧ください。

この資料では、それぞれの項目について、目次、現行、改正後を詳細に記載しておりますが、本日は時間の都合もございまして、なるべく簡潔に結論を述べさせていただきます。ご了承ください。

では1枚目の共通ルールからご報告をいたします。

はじめに(1)「卸売業者に関する事柄」をご覧ください。

①「卸売業者の許可」②「事業報告書の提出」③「その事業報告書の写しの備付け及び閲覧」につきましては、現在、千葉県条例にて定められております。

卸売市場法改正に伴い、国から県への委任事項がなくなり千葉県の業務条例が廃止となることから、改正後は市業務条例にて対応するため、これらの規定を追加いたします。

次に(2)「公表に関する事項」をご覧ください。

現行では、③「卸売予定数量等の公表」を開設者にのみ定めておりますが、卸売業者に対する公表義務の規定を追加、また新たに①「売買取引の方法及び決済の方法の公表」②「取引条件の公表」の項目を市業務条例に追加いたします。

次に(3)「売買取引等の規制に関する事柄」をご覧ください。

「売買取引の方法」や「相対取引を行う場合の承認申請」についてとなりますが、国の規制緩和にならって承認手続きを廃止するなど、今後の社会情勢や流通形態の変化等に柔軟に対応できるようにしていきます。

次に(4)「決済に関する事柄」をご覧ください。

「買受代金の即時支払義務」となりますが、市場関係者とのヒアリングを踏まえ、即日払いから3日払いへと改正いたします。

以上が主な共通ルールとなりますが、市場取引委員会では、ただ今報告した以外の規定についても調査、審議し、それぞれについて承認をいたしました。

次に資料2枚目、その他取引ルールについて、ご報告をさせていただきます。

(1)「卸売業者の取引に関する事柄」のうち、①差別的取扱いの禁止として「受託拒否の禁止」②「卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止」③「卸売業者の買受物品等の制限」につきましては、市場関係者のヒアリング、他市場の状況も

踏まえ審議した結果、引き続きこの規制を維持していくことといたしました。

次に④「卸売の相手方の制限」いわゆる卸売業者の「第三者販売の禁止」と、(2)「仲卸業者の取引に関する事」いわゆる仲卸業者の「直荷引きの禁止」につきましては、現在の取引状況や取扱高における割合を勘案し、また市場関係者の意見も踏まえた結果、現行どおり原則は禁止しつつも例外規定として認め、事務手続き等を簡素化するなど規制を緩和していくことといたしました。

最後に⑤「市場外にある物品の卸売の禁止」いわゆる「商物一致の原則」についてご報告いたします。

現在の食品流通は、生鮮食料品の鮮度保持や、物流コストの増加などが課題として挙げられております。また今後は市場を経由しない、産地から直接、実需者に行くような取引も今まで以上に増えていくと思われま。

そのため、この規定につきまして、市場関係者のヒアリング、他市場の動向、また開設者である松戸市のご意見も伺いながら審議をいたしました。

審議の結果、今回は結論に至らなかったため、事務局には引き続き、南部市場の現状分析や他市場の把握に努めていただき、その状況を踏まえ、次回の市場取引委員会において決定したいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

また事務局におかれましては、「商物一致の原則」以外の規定については方向性が定まったことから、具体的に条例改正の事務手続きを進めていただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、市場取引委員会からの報告とさせていただきます。

【島田会長】

ありがとうございました。

ただ今、小林委員より経過のご報告をいただきましたが、取引委員の皆様におかれましては、この後も継続して条例改正の審議をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

— 全員了承 —

ありがとうございます。引き続きよろしくお願い致します。

次に議事(3)その他となりますが、市場整備に関する事もこの審議会で調査審議する事項となります。

2月の運営審議会で、南部市場の耐震化工事につきまして、施設会社であるいちごマルシェ株式会社の佐藤委員から工事内容、スケジュール等のご説明をいただきました。公設部分につきまして、5月から着工されるとのことでしたが、現在の進捗状況について、佐藤委員からご報告をお願い出来ますか。

【佐藤委員】

会長からもお話がございましたように、前回の審議会におきまして、工法並びに施行の日程等について、予定としてご報告申し上げます。

それ以後、松戸市様とも定期的に協議を持っておりますが、建設業者から概算の見積りを取りましたところ、当初の予定よりも多額な金額を要するということから、これが即、賃料など市場の在り方に反映してくるとういう懸念が出てまいりました。

そのため、弊社といたしましても、もう一度工法、日程につきまして再度見直すということで本社と協議いたしまして、そのような方針となりました。

このことにつきまして、松戸市様とも協議をしてご理解をいただきましたので、当社の方でその作業を進めているところでございます。

工事が遅れて恐縮ではございますが、卸売業者様、仲卸業者様、買受人様ともヒアリングをさせていただきまして、その結果も反映させる予定にしておりますが、再度見直すということで、その作業を行っているところでございます。

今の予定では、秋口頃にもう少し具体的なことが判明する見通しでございます。市場の安心安全ということを第一にこの問題に引き続き取り組みたいと思っておりますので、委員の皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【島田会長】

ありがとうございます。ただ今の佐藤委員の報告に関して何かございますか。伊藤委員はいかがでしょう。

【伊藤（友一）委員】

今の耐震化工事について、施設会社であるいちごマルシェ様からご説明がありましたが、私たち市場で働く者、市場に来ていただくお客様方また生産者にとって一番大事なことは命です。そして財産。これが危惧されるようでは困ってしまう。

市場の安心安全という言葉がありますが、それ以前の問題でありますので、施設会社であるいちごマルシェ様には、なお一層、耐震化工事について積極的にお願いをしたい。

また、行政である松戸市様にもいちごマルシェ様同様、耐震化工事を積極的に推進していただきたいと考えますのでよろしくお願い致します。

【島田会長】

いちごマルシェさんも本社の存在があります。会社の方針もあると思いますが、10何年前は劣悪な環境でした。

それからどんどん良くしようという皆様の情熱。そして、地震があってから世の中も変わって、目の前のハードルを越えて行かなければならないと思えますが、伊藤委員の励ましの言葉が、いちごマルシェさんに伝わって良い形になればと思います。

本日の議題は終了となりますが、事務局にお返しする前に、せっかくご参加いただきましたので、お一方2分ずつくらい感想などご発言いただきたいと思っておりますので、落合委員から一言ずつお願いします。

【落合委員】

この間、取引委員会に参加いたしまして、本当にわからないことだらけでしたが、頭の中が整理されまして、よくわかりました。微力ながら市場のことを考えて、会長さんから言われたように庶民にとっても楽しい市場になっていけばいいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【大川委員】

3月まで松戸市消費者生活モニターをやっておりました。先日、この委員を引き受けていただけないかとお電話をいただいて、私がそのような場所に行っているものか悩みましたが、生活モニター担当の方からのご推薦ということで引き受けました。

今日、初めて参加させていただいて、わからないことだらけで、これから何をしていっていいのか、まだまだわからないので、隣の落合さんにもご指導いただいて、少

しでも主婦としての立場で、皆さんのお力添えになればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【伊藤（友一）委員】

先ほど、耐震の話から市場の安心安全の話が出ましたけれど、もう1つ青果物を取り巻く状況の中で天候というものがあります。今年も正直異常気象だと思います。そうすると、市場の中にいろいろな病害虫等の発生する危険性があるということも知っていただきたいと思います。よろしくひとつお願い申し上げます。

【斉藤委員】

私も委員をやらせていただいて12年位になりますが、震災の問題、法改正の問題などいろいろ取り巻く環境が変わってきた中で、それに対応できるように、少しでも早く我々が動いて、耐震の問題もそうですけど、市場法の改正も含めて努力していきたいと思っております。

【藤田委員】

先ほどお話に出ていました松戸の北部市場に、私どもの東京シティ青果はありました。平成29年3月に閉場となり、現在は千葉支社としての営業は柏市場の方でやっております。

この東葛地域の青果物の流通を考えると、やはり一緒に考えていかなければいけない。そして、松戸市は生産地でもあります。そうした生産者の皆様方の出荷先として、この南部市場そして私どもの柏市場の双方が地元の市場としてあると思っております。

そうした中で市民の食生活の安定には、卸売市場が欠かすことができない部分が将来ともにあるということが、今回の卸売市場法の改正のなかでも明文化されています。

そして、私も松戸市民であります。松戸市の皆さんに安定した生活流通をお届けできるように一緒にやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【正司委員】

この異常気象で青果物が値上がりしています。値上がりだけでなく品物が悪すぎて困っています。水分を吸っていますので持ちが悪く味も良くない。野菜は毎日食べるものですから、おいしい野菜を届けられるようにしたいと思っております。

【芦田委員】

今回初めてこの会議に出席させていただいています。元々先祖代々農家で親がこの業界に入っていました。子供のころから市場で遊んだり、野菜や果物を見て、旬というものを感じながら、今年還暦ですけれども60歳までできました。

市場の役割は、もう一度見直さないといけない時代に入ってきています。青果物、素材から物を食卓で作る文化というのも難しくなっています。

正司さんのおっしゃるとおり、天候不順で良い商品が、また手軽な形でお客様または食卓にのらなくなっている時代ですけど、皆さんコンビニなどでやりくりしているかと思っておりますけど、冷凍食品の進化または、惣菜の味の進化などいろいろな部分で選んで買い物ができるようになっています。

我々市場に携わる人間として、素材から物を作る文化をもう一度取り戻して力になればと思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

【佐藤委員】

先ほどの補足で、耐震工事については、すでに終わっているところもございまして、手付かずということではございません。公設部分の青果については、入念な打ち合わせをさせていただいております。

それから、市場概要のところでも事務局からご説明があったように、松戸南部市場は公設部分と民営部分とでなっています。

委嘱状交付式の席上で市長からも、ただ単に買い物だけでなく、市民が楽しむ場と話をされていました。今日ご出席の京葉ガスさんもそうですけど、市場のなかで市民皆さんのお役に立つようなイベントを開催していただいたりしております。

実は、取材の依頼もございまして、1つは「ぐるっと千葉」の取材がございました。

それからベイ FM のサマーキャンペーンの一環として、有名な DJ さんが市場にお見えになりまして、そこから生放送でじゃんけん大会等をして楽しい時間を過ごしていただきました。

さらに、日本テレビの「news every」の収録がございまして、こちらの方は8月22日に放映される予定になっております。市場が一般のお客様にどのように利用され楽しまれているかという内容が放映されると思いますので、お時間のある方は、ぜひともご覧になっていただければと思います。

市場は、単に施設の管理だけでなく、松戸市の財産として、観光スポットとしては言い過ぎかもしれませんが、皆様に楽しめる市場を心掛けていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

【伊藤（広泰）委員】

京葉ガスの東葛支社から参りました伊藤と申します。東葛支社と一言で言いますと松戸地区と柏地区を引き受けています。

市場関係ということで、今回のお話をいただいて、どういったことを審議するのかなと思いましたが、今日初めてで知らないことばかりでした。

実は母親の実家が、船橋の市場の水産の方の仲卸をしまして、その弟が継いでいましたが廃業した経緯がありまして、水産の話であればできると思いましたが、内容が違ったので出来ませんでした。

ただ、船橋の市場もそうですが、流通業界は非常に流れが厳しいなというのが実感でございまして。ガス会社で出来ることは限られてしまいますが、先ほどお話のありましたイベントも含めてお力添え出来ればと思いますので、よろしく願います。

【土屋委員】

今日初めて会議に参加いたしまして、とても真摯にいろいろなことを決めている会であることを認識いたしました。

消費者としては、新鮮でそして安定して安心で、そういった野菜が入荷出来ることが一番ではないかと思っております。

確かに今、働く女性が多くて加工品とかが盛んになっている時代です。そういうことも含めて、女性の視点からこの会議で発言が出来たらと思っています。

また、私は直売で農家をしております。たくさんの物は供給出来ません。でも、近くの方たちが新鮮な物をということで喜んでいただいておりますので、安全を考えながらやっております。

しかし、市場が無いと本当の意味での供給が出来なくなる恐れもあると思っておりますので、この会を通して皆さんが頑張っていただけるのはうれしいことであると感じてお

ります。

【高橋（治）委員】

私ども観光梨園協会連合会は、どちらかというとな生産者または消費者という形になります。先ほど気象の話も出ましたが、今年は本当に異常を感じております。去年であれば、出荷を始めていますが、今年の場合は花で計算すると8月2日または5日ですが、事実上、普通栽培で10日近くになるのではないかと。今大きいものでもML位の大きさで、それが大玉にはなりますが、平均するとまだ小さいです。

流通の話も出ましたが、九州の大雨で流通の方もだいぶ止まったような話も聞きました。私たち生産者は、どちらかというとな宅急便にお世話になりますが、今後、こちらの方も大雨になったらまずい状況になってしまいます。

審議会の方では、一步下がった形で皆さんの話を聞いてやっていきたいと思ひます。

【高橋（正昭）委員】

今回初めて委員となりました。何もわかりませんが、市場を考えた時に、私も農家ですから、高く売れた時は楽しいし、親について買い物に行ったり、市場は楽しいところでした。

家族構成や流通も変わりました、市場に顔を出すことも無くなりましたが、この審議会に入れてもらって、そういえば市場って楽しいところだったなあと思ひだしました。

またこの審議委員でいる時に市場をどうしたらいいか考えさせていたきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【大橋委員】

島田会長のご挨拶の中で、松戸で誇れるものを2つ挙げていただきましたが、もう1つ考えておひまして、よく知り合ひを案内して松戸市立博物館へ行きます。新松戸からバスでちょうど良いものですから。

戸定邸と市立博物館で年に数回、地元の野菜のブランド化を勧めておひることもありまして、遠くから来た人が松戸にもこのような野菜があるのだと注目を浴びるのではないかとおひますので、ご検討いただければと思ひます。

【小林委員】

私は、若い頃に農林水産省の研究所にいまして、野菜の流通や調査研究をしておひまして、初めてヒアリングに行った市場が神田市場であります。

当時は、建前上せり売りによって取引することがルールだったと思ひますけど、実際に調査に行くとせり売りは減っているよと言われました。

今日に至るまで、実態は先に行って、制度と法律は後から付いてくる。今回の市場取引委員会の中で議論させていただいて、そういった面では変わっていないのかなと思ひました。同時にルールは非常に大事でして、行政の皆さんは苦勞されていますけど、条例づくりでは、ずいぶん大事なお仕事をされているなと感じています。

【島田会長】

ありがとうございます。松戸には、すばらしい野菜や果物もありますが、私どもの財産は人が財産です。ここにいらっしゃる方々と出会えて松戸を支えている。市役所の方々も情熱いっぱい一生懸命支えてくださっています。

難しいことを話しているようですが、全然そうではなくて、ただひたすらみんな

が困ってどうしようという時に、それぞれの立場でご意見を言ってくださるので、安心していただきたいと思います。

私も不思議な運命だと思ったのが、高校生の時に小さな市場に行って、油絵でせりをしている絵を描いて、上野の美術展に出したら賞を取りました。

それは、私の宝物だったのですが、いちごマルシェさんが運営を始める時に、お祝いに差し上げました。いちごマルシェさんはそれを飾ってくださっています。機会があったらご覧になってください。

私はここを支えるような運命だったのかなと思ってしまいました。今後ともよろしくお願いします。今日はありがとうございました。

最後に事務局の方からご連絡があります。

【司 会】

島田会長、文入副会長お疲れでした。本日の議事はこれで終了となりますが、2点ほど事務連絡がございます。

1点目は、本日の会議録については事務局にて作成をいたします。作成された会議録につきましては、会長、副会長にご確認いただいた後、皆様に配付をさせていただきます。

2点目ですが、第2回市場取引委員会を冬に開催する予定です。具体的な日時、議題等につきましては、開催の2か月前を目途に通知したいと考えております。よろしく願いいたします。

以上をもちまして第1回市場運営審議会を終了させていただきます。本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございました。

— 閉 会 —